

地域福祉センター利用における感染拡大予防にかかる対策（第6版）

○指定管理者のみなさまへ

地域福祉センターについては高齢者の利用が多く、また飲食を伴う活動も行っていることから、感染者の発生リスクが高く、クラスター等を引き起こす可能性の高い施設であると考えられます。

既に新型コロナウイルス感染症の感染防止に関して徹底した対策をとっていただいておりますが、開館にあたっては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）を避け、使用設備の消毒、室内の換気を行うことなどの基本的な感染拡大防止対策の継続が不可欠です。

施設管理者のみなさまには、下記の感染防止対策をとりながら、お祭りや行事などの地域活動を行い、徐々にこれまでの交流や賑わいを取り戻していただきたいと考えています。

1. 感染症対策の基本的事項

（1）人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・運営スタッフ及び利用者ともにマスク（不織布のものが望ましい）の着用（※1）を推奨しますが、気温・湿度や暑さ指数の高い夏場においては熱中症対策を優先するようにお願いします。（なお、感染防止を行うにあたってフェイスシールド・マウスシールドのみでは感染予防策としては不十分です）

※1 高齢者の利用が多いことを踏まえ、ワクチンの3回目接種後も、マスクの着用を推奨します。

- ・屋外での催しについては、熱中症対策も含めマスクの着用は不要です。ただし、身体的距離が確保できない場合などマスク着用の推奨については必要に応じて指定管理者で判断してください。
- ・2歳未満の乳幼児については、マスクの着用は不要です。2歳以上の幼児についても、地域福祉センターや当該幼児の通園・通所する幼稚園、保育所等において感染者が発生した場合などを除き、原則マスクの着用は不要です。
- ・学校等においても児童生徒間の身体的距離を確保できる場合や児童生徒の熱中症対策を優先とし、児童生徒に対してマスクの着用を奨めておりませんので、地域福祉センターにおいても児童生徒が利用する場合（※2）は同様の扱いとします。

※2 こども食堂の実施など児童生徒がセンターにおいて飲食を伴う利用をする場合については、アクリル板等の設置や座席配置の工夫、黙食の推奨など、可能な限り感染防止対策にご協力をお願いします。

- ・屋内では、マスク着用の推奨、咳エチケット・手洗い・手指の消毒など個人で可能な基本的感染防止対策への協力を玄関等に掲示するなど注意喚起を引き続き行ってください。
- ・部屋の利用にあたっては、人と人との距離を十分に確保する（最低1メートル以上の間隔をとる）ことが可能な人数で利用してください。
- ・人と人との距離が確保できない場合は、パーティション、アクリル板の設置や時間を区切り複数回に分ける等、1回あたりの利用人数を調整するなど工夫してください。
- ・真正面の配置を可能な限り避け、利用者の座席の間隔をあけたうえで、横並び（教室形式）または対角線上に座るようにするなど工夫してください。真正面の配置にする場合はアクリル板を活用するなど、可能な限りで感染防止対策にご協力をお願いします。
- ・カラオケなど歌唱して大声を出す場合は、利用者の密の回避、換気の確保など、基本的な感染症対策を徹底したうえで、飛沫を考慮し、最低1メートル以上の間隔がとれる人数を確保できる範囲での利用にとどめてください。
- ・共用スリッパの利用については、スリッパの使用前後に使用者自身において手指の消毒などを徹底していただければ可能とします。
- ・利用者の入れ替えのタイミングのほか、こまめな換気（※3）を行っていただくようにお願いします。ただし、気温や湿度が高く、暑さ指数が非常に高い場合は熱中症対策を優先してください。ただし、カラオケや飲食を伴う活動時など感染リスクの高い場合に可能な範囲でのご協力をお願いします。（推奨：30分に一回、5分間程度、窓を開ける。複数の窓がある場合、2つの窓を同時に開ける。）
- ・部屋の利用のない場合は使用前後に適宜換気（※）を実施してください。
 ※3 エアコンを使用しているときも適宜換気を行ってください。（地域福祉センターのエアコンには換気機能はありません。）

（2）症状のある人の入場制限

- ・利用者には事前に体温を測ってきてもらう、もしくは地域福祉センターに体温計を常備するなど、入館時にセルフチェックを促すようにお願いします。
- ・引き続き、発熱のほか、軽度であっても咳・咽頭痛などの風邪症状がある人は入場しないことを玄関に掲示して利用者等に呼びかけてください。
- ・入館票は不要としますが、指定管理者において事業（ふれあいのまちづくり事業）を行う場合は、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、利用者等の氏名及び緊急連絡先を把握するようにお願いします。氏名と連絡先は一定期間（概ね1ヵ月間）保存してください（期間経過後はシュレッダー等にかけるなどして適切に処分してください）。また、感染者が発生した場合など必要に応じて市役所等の公的機関へ情報提供され得ることを事前に周知してください。
- ・地域福祉センターの部屋を他団体等に貸し出す場合は、利用団体の責任者に対して、利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、感染者が出た場合は速やかに指定管理者に連絡するように指示をお願いします。

(3) 清掃・消毒等（これまでと同様、基本的な対応をお願いします）

- ・これまで同様、入口及び施設内に手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置し、利用者には施設利用前に手指の消毒または手洗いを案内してください。
- ・複数の人の手が触れる場所（特にドアノブ・共用備品など）は地域福祉センターの開所前、閉所後など、適宜、清拭消毒にご協力をお願いします。
例：テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、電気のスイッチ、コピー機のスイッチ（ボタン）、電話、蛇口、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふた、水洗レバーなど
- ・人と人が対面する場所（事務室入り口等）は可能な限りアクリル板等で遮蔽し、スタッフ等のマスク着用を推奨します。
- ・トイレにおいて、蓋を閉めて汚物を流すように促す旨の表示は不要です。
- ・その他、手が触れることのない床や壁等について、消毒作業は不要です。

(4) 地域活動コーナー、和洋室、談話コーナー等

- ・待合用や談話用のいす・ソファ等は可能な限り1席分あけるようにしてください。
- ・待合用のテーブル、いす等の共有する物品は定期的に消毒してください。
- ・地域活動コーナー等の利用者の入れ替えのタイミングで使用したテーブルやいす、共用物品を清拭消毒してください（利用者が使用後に消毒を行う場合はこの限りではありません）。
- ・熱中症対策を優先しつつ、可能な範囲で換気に努めてください（推奨：30分に一回、5分間程度、窓を開ける。複数の窓がある場合、2つの窓を同時に開ける。）

(5) 調理コーナー（基本的に内容に変更はありません）

- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の衛生管理を徹底してください。
- ・調理や配膳をする人は、マスクの着用と手指消毒を徹底し、料理を食べる人についても事前の手洗いまたは手指消毒を行うよう促してください。
- ・給湯器具（湯呑、ポット）等を貸し出した場合は、使用後に台所用洗剤（界面活性剤）で清拭し、流水ですすいで洗浄してください。

(6) ごみの廃棄（基本的に内容に変更はありません）

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛って捨ててください。また、ごみを回収する際は、可能な限りマスクや手袋を着用してください。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒あるいは石けんと流水で手を洗ってください。

2. 利用者に呼び掛けていただく内容

下記の内容を、利用申し込み時と入館時に利用者に呼び掛けてください。

(1) 会議・講座

- ・マスク（不織布）の着用を推奨していること。
- ・近距離や大声での会話を避けること。
- ・可能な限り真正面の配置を避け、利用者の座席の間隔をあけたうえで、十分な人と人との間隔（最低1メートル）を確保すること。

(2) カラオケや民謡など歌唱を伴うもの

- ・カラオケや民謡など歌唱を伴う活動をする際は、参加者に対し、特に感染リスクの高い活動であることを注意喚起したうえで、飛沫防止のためのマスクの着用やこまめなマイク、リモコンの消毒など基本的な感染防止対策を徹底し、人と人との距離を十分に確保する（最低1メートル以上の間隔をとる）など大勢の人数にならない措置を講じること。
- ・歌唱をしている人の前には座らない（立たない）こと。
- ・歌詞のモニターの配置や対面で向き合わないよう横並びで座るなど座席配置を工夫すること。

(3) 囲碁・将棋

- ・マスク（不織布）の着用を推奨すること。
- ・貸し出した物品（囲碁・将棋等）を活動終了後に、利用者自らが清拭消毒すること
- ・対面での対局は十分な人と人との間隔（最低1メートル）を確保すること。

(4) 体操、フォークダンス等の運動を伴うもの

- ・人と人との間隔は、並び立つ二人が両手を広げてぶつからない程度の距離（2メートル以上）確保すること
- ・運動中は熱中症対策もあり、マスクの着用は推奨しません。マスクの着用については、会話時のみ等、無理のない範囲で行うこと。（こまめに水分補給を行い、休憩も多くとりましょう）
- ・貸し出した物品（輪投げ等）を活動終了後に、利用者自らが清拭消毒すること

(5) ふれあい喫茶などの飲食を伴うもの

- ・食べながらの会話を控えて、会話時はマスク着用を推奨すること。
- ・人と人との距離を十分に確保する（最低1メートル以上の間隔をとる）よう、席の配置を工夫すること。
- ・真正面の配置を避け、利用者の座席の間隔をあけたうえで、横並び（教室形式）または対角線上に座るなど工夫すること。
- ・食事やお菓子を提供する場合は個装されたものを購入する等、個々に配布できるように工夫すること（食べ回しや飲み回しを避ける）。
- ・カップや皿などは、洗浄の必要がないよう、紙コップ・紙皿の使用も検討すること。
- ・食器や調理器具を使用する場合は、洗剤でしっかり洗い、テーブル、椅子等の消毒を徹底し、使用前後の手指消毒を推奨すること。